

貸与奨学生募集要項

公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部

1. 奨学生の資格について

- ・国公立大学院、大学、短期大学、高等専門学校(第4学年以上)および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払が特に困難な学生とします。
- ・申請年度の4月1日時点で30歳未満であることとします。
- ・奨学生志望者は「奨学生の親権を行う者(奨学生志望者が成人の場合は、父母又は本人)が千葉県内に住所を有していることとします。

2. 貸与金額について

修業期間1年間につき25万円以内で最高100万円、在学途中の貸与は、正規の残存修業期間で決定します。(例)4年制大学で2学年に在学の場合 75万円 = 25万円 × 3年

3. 貸与方法について 奨学生名義の金融機関口座へ全額一括振込します。

4. 利息について 無利息です。

5. 申請方法について

以下“7. 提出書類について”を不足なく全て揃え、当支部までご送付ください。各種様式は千葉教弘ホームページ(<https://chibakyoko.jp>)からも取得することができます。
詳細は「応募の流れ.pdf」をご覧ください。

6. 応募期間について 毎年4月1日～4月30日(必着)

7. 提出書類について

- ・「奨学生申請書」(様式1)
- ・「貸与奨学生付属調査票」(様式4)
- ・「在学証明書(原本)」(申請年度初めの4月1日以降に発行されたものに限る)
- ・連帯保証人予定者の「収入に関する証明書(写)」(源泉徴収票、所得証明書・住民税証明書等で“収入金額”の記載があるもの)

8. 採用決定等について

当支部の選考委員会(毎年5月中旬頃開催)の選考を経て、理事長が決定します。結果や送金等のお知らせは当支部より行います。

9. 奨学金の返還について

卒業(退学等を含む)した年の12月を第1回とし、以後毎年12月末を納期限とし、5年均等年賦です。(ただし貸与金額が100万円の場合は7年年賦まで可能)

10. その他

奨学生が次の事項のいずれかに該当したとき、直ちに奨学金の全額を返還していただきます。

- ・奨学金をその目的以外に使用したとき。
- ・虚偽の申請やその他不正な手段によって、貸与を受けたことが判明したとき。
- ・その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

☆ 書類提出先・お問い合わせ ☆

〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 教育会館新館 7階
奨学事業担当 TEL : 0120-10-8851